

神戸市道路掘削及び復旧工事
標 準 仕 様 書

令和 2年 4月

神 戸 市 建 設 局

目 次

第一章	総 則	-----	1
第二章	掘 削	-----	7
第三章	埋 戻 し	-----	9
第四章	路面の仮復旧	-----	1 1
第五章	路面の本復旧	-----	1 2
第六章	特殊工法	-----	1 5
付録 1	「道路掘削工事記録写真撮影基準」	-----	1 7
付録 2	「仮復旧跡の路面標示」	-----	1 8
付録 3	「道路掘削跡復旧構造図」	-----	2 1

第一章 総 則

1. 1
適用範囲

神戸市道路掘削及び復旧工事標準仕様書(以下、「本仕様書」という。)は、神戸市の管理する道路において占有掘削工事及び掘削跡の復旧工事を施行する場合に守るべき事項を示すものである。

1. 2
諸法規の
遵守等

占有者(「道路法」第32条第1項、又は第35条の規定により、道路の占有もしくは掘削の許可又は協議を受けた者をいう。以下同じ。)は、工事施行にあたり遂行を図るとともに、関係示方書、要綱等に準拠して工事を施行しなければならない。

[法規]

道路法、道路法施行令、道路法施行規則、道路構造令、道路交通法、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、神戸市道路占有規則、その他関連法規。

[示方書・要綱等]

舗装の構造に関する技術基準同解説、舗装設計施工指針、舗装施工便覧、舗装設計便覧、排水性舗装技術指針(案)、道路維持修繕要綱、コンクリート標準示方書、土木工事共通仕様書、建設工事公衆災害防止対策要綱、土木工事安全施工技術指針、神戸市バリアフリー道路整備マニュアル、その他必要な図書。

1. 3
疑義の解
釈

本仕様書の条項について疑義を生じた場合、又は記載の無い事項が生じた場合は、道路管理者と協議しなければならない。

<p>1. 4 工事の監督</p>	<p>占有者は、工事現場に請負人の監督責任者を常駐させ、工事現場の安全管理と工事の適正な実施について監督させなければならない。</p> <p>なお、監督責任者に「道路掘削許可証」又は「協議回答書」の写しを必ず携帯させなければならない。（占有規則第 18 条）</p>
<p>1. 5 占有工事の時期</p>	<p>1. 占有者は、他の占有工事又は道路に関する工事の時期を勘案して、適当な時期に工事を施行しなければならない。</p> <p>（法施令第十四条第一項第一号）</p> <p>2. 占有者は、道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期に占有工事を施行しなければならない。特に道路を横断して掘削する工事、その他道路の交通を遮断する工事については、交通量の最も少ない時間としなければならない。（法施令第十四条第一項第二号）</p>
<p>1. 6 住民への広報</p>	<p>占有者は、工事施行に当たり、あらかじめ地元住民に工事の内容を説明し、理解と協力を求め、工事の円滑な遂行を図らなければならない。</p>
<p>1. 7 材料置場等</p>	<p>工事に必要な材料置場、工事車両の搬入等のため、やむを得ず道路を使用するときは、道路管理者及び所轄警察署の許可を得なければならない。なお、その手続きは占有者が行なうものとする。</p>

1. 8

現場の整理整頓

1. 工事現場は、道路管理上支障とならないように常に整理整頓しなければならない。また、機械器具、材料、残土等を消火栓、制水弁、ガス開閉栓及び各種マンホール等の上又は近くにおいてはならない。さらに、道路を復旧する際に、これらの設備を覆い隠してはならない。
2. 工事現場内はもとより工事現場周辺においても常時清掃等に努め、環境面に配慮しなければならない。

1. 9

公害防止
とリサイクル

占有者は、工事騒音・振動等について、適切な処置を講じ工事公害の発生を防止し、市民の生活環境の保全に努めなければならない。また、工事により発生する建設副産物については、関係法規を遵守し適正な処理を行わなければならない。

1. 10

交通の安全

1. 占有者は、工事現場に道路標識、工事標示板、保安柵、赤色警戒灯及び黄色警戒灯を設置するなど、安全対策を講じた後でなければ工事に着手してはならない。
なお、設置については、「道路工事現場における保安施設等の設置基準」（土木請負工事必携参照）によるものとする。
(法施令第十三条第一項第五号、占用規則第 21 条)
2. 前記 1.7 によって許可を得て資機材、工事車両等を道路上に置く場合は、最小限の範囲とするとともに、必ず保安施設等を設け歩行者や通行車両の安全を確保しなければならない。また、付近住民の日常生活や業務を妨害してはならない。加えて、工事車両等は原則、歩道に乗り入れないこと。
3. 工事施行に際しては、交通量に応じて適当なすれ違い区間を設け、又は施工区間を短距離に限定する等交通への支障を最小限度にとどめるように配慮し、必要に応じて交通整理員を配置しなければならない。

4. 道路の片側を施工する場合、反対側に交通が集中するので、交通に支障をきたさないよう常に注意し、施工をしない片側部分についても占有者の責任において維持、保全及び補修等を行なわなければならない。
(法施令第十三条第一項第四号)
5. 工事施工に際して、歩行空間に影響のある場合は、仮歩道を設けて歩行者の安全確保に努めなければならない。なお、仮歩道を設ける場合は、要綱等の規定に基づくほか、やむを得ない場合を除き「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」に配慮した構造とすること。
(建設工事公衆災害防止対策要綱 第三章)

1. 1 1
安全管理

1. 占有者は、工事の施行に際しては、「労働安全衛生法」その他関係法令を遵守するとともに「建設工事公衆災害防止対策要綱」(国土交通省、令和1年9月2日)、「土木工事安全施工技術指針」(平成29年3月、国土交通省大臣官房技術調査課)等に準拠し、事故の防止に努めなければならない。
2. 緊急時における応急措置要領と通報要領(通報内容、通報先、通報順序等)について、事前に工事関係者全員に周知させるとともに、工事現場事務所その他必要な場所に掲示しておかななければならない。
3. 占有者は、緊急時の措置が速やかに実行できるように、下請負人及び作業員に至るまで訓練しておかななければならない。
4. 占有者は、事故が発生したとき又は発生のおそれを生じたときは、直ちに応急措置を行なうとともに、その状況について関係官公署等へ通報し、付近住民等に対して広報活動及び避難誘導の処置をとらなければならない。
5. 占有者(ガス事業者を除く。)は、ガス管が埋設されていると認められる場所又はその付近を掘削する工事(歩道下の各引込管工事について

は特に必要と認める場合に限る。以下「ガス管に係る工事」という。)に際しては、事前にガス管の防護方法、工事中の点検立会いその他保安上必要な措置に関する事項について、ガス事業者と協議しなければならない。また、その写しを当該工事の実施日までに道路管理者へ提出しなければならない。

(昭和 54 年 8 月 30 日建設省道路局長通達「道路占用工事等による事故防止対策について」)

6. 占有者は、特にガス管を露出させ、又はガス管の周辺を掘削した場合は、埋戻し完了後においても、路面の本復旧を行なうまでの間は、路面の状況を監視し、必要に応じてガス事業者へガス漏れ調査等を依頼しなければならない。また、占有者は、ガス事業者への依頼内容を道路管理者へ連絡しなければならない。(昭和 54 年 8 月 30 日建設省道路局長通達「道路占用工事等による事故防止対策について」)

1. 1 2
防 災

占有者は、平素から気象情報等について十分に注意を払うとともに、豪雨、出水その他天災に対しては常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。

1. 1 3
第 三 者 へ
の 損 害

工事に起因して、本市若しくは第三者に損害を及ぼしたとき、又は第三者との間に紛争が生じたときは、直ちに建設事務所長に報告(事故の場合は、後記 1.14 による。)するとともに、占有者の責任において解決しなければならない。

1. 1 4
事 故 報 告

占有者は、工事施行中に下記のいずれかに該当した場合、ただちに第一報を本市係員に電話等で通報するとともに、遅滞なく本市係員の指示による方法で建設事務所長に報告しなければならない。

1. 人身事故又は車両事故が発生した場合
2. 周辺家屋等を損傷した場合
3. 他の占有物件を損傷した場合

	<p>4. 道路構造物（路面を含む。）を損傷した場合</p> <p>5. その他道路交通に大きな損傷を与えた場合。</p>
<p>1. 15 品質・ 施工管理</p>	<p>占有者は、原則として、土木工事共通仕様書に基づき、品質・施工管理を行わなければならない。但し、道路管理者から特に指示があった場合は、これに従うものとする。</p>
<p>1. 16 工事写真</p>	<p>占有者は、工事着手前及び工事完成後の写真、並びに工事の施行順序に従って施工管理状況を示す写真を「道路掘削工事記録写真撮影基準」（付録－1参照）に従って撮影記録し、道路管理者に提出しなければならない。</p>
<p>1. 17 検 査</p>	<p>1. あらかじめ本市係員（道路管理者が命じた職員をいう。以下同じ。）が指示した箇所、主要な工事の区切り等では、本市係員の検査を受けなければならない。</p> <p>2. 工事中及び完了後の検査に際しては、資料の提出、測量その他について本市係員の指示に従わなければならない。</p>
<p>1. 18 瑕疵担保</p>	<p>路面の本復旧工事完了後、占有者の施工した工事の瑕疵に起して道路が損傷した場合は、占有者は「神戸市道路占用規則」第24条の規定に基づき直ちに修復しなければならない。</p>

第二章 掘 削

2. 1

地下埋設物等

1. 占有者は、「地下埋設物の事故防止対策決定事項」（神戸市道路掘削工事連絡協議会、昭和 58 年 3 月 22 日）（土木請負工事必携参照）を遵守して工事を行わなければならない。
2. 占有者は、試掘等により地下埋設物を確認した後に、工事を施行しなければならない。（法施令第十三条第一項第六号のイ）
3. 試験掘りは、埋設管、ケーブル等を完全に露出させ、位置、大きさ、種別等を確認し、定められた方法で路面標示を行わなければならない。
4. ガス管又は石油管の付近で工事を施行する場合は、火気を使用してはならない。（法施令第十三条第一項第六号のハ）
5. 施工にあたっては、他の占有物件の保持に支障を及ぼさないために、他の地下埋設管理者と協議の上、必要な措置を講じなければならない。（法施令第十三条第一項第一号、十三条第一項第六号のロ）
6. 事前立会、試験掘りの確認のできなかつた不明管は、防護を行なったのち道路管理者及び関係する占有管理者等と再度、立会・協議を行いその処置を決定しなければならない。

2. 2
掘削

1. 掘削は、溝掘り若しくはつぼ掘り又は推進工法その他これに準ずる工法によるものとし、えぐり掘りを行ってはならない。
(法施令第十三条第一項第二号)
2. 舗装道路の掘削は、コンクリートカッター、アスファルトカッター等を使用し、舗装切口は垂直になるよう丁寧に切り取り、切口を整正しなければならない。(法施規第四条の四の四第一項第一号)
3. 試験掘りおよび地下埋設物を損傷するおそれのある範囲で路面の取り壊しや掘削を行なう場合は、慎重に少量ずつ施工するものとし、地下埋設物に衝撃を与えるおそれのある大型機械等を使用してはならない。
4. 掘削作業開始から埋戻し完了までの間、周辺地盤の緩みや沈下等に留意しなければならない。また、地下埋設物の損傷の防止に努めなければならない。
5. 掘削にあたっては、路面の排水を妨げない措置を講じなければならない。(法施令第十三条第一項第三号)
6. 切取面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削出来る場合を除き、掘削の深さが 1.5m を超える場合には、原則として土留工を施さなければならない。
7. 軟弱地盤又は湧水地帯にあつては、適切な土留工及び補助工法を選定し土砂の流出及び地盤の緩み等を防止した後掘削を行なうこと。また、掘削中は、土留工や背面地盤の変位を確認しながら施工しなければならない。なお、排水が必要な場合で最寄の側溝、下水道施設、河川等へ排水する場合は、その管理者の許可を得た上、必要に応じて沈砂、ろ過施設等を経て排水するものとし、路面その他に排水してはならない。

2. 3

交通対策

1. 掘削長さは、原則として当日中に埋戻し得る程度を目途として最小限に止めなければならない。
ただし、工事の施行上やむを得ない場合において、覆工を施す等道路の交通に著しい支障を及ぼすことのないように措置して行なうときはこの限りでない。(法施規第四条の四の四第一項第五号)
2. 道路を横断して掘削する場合は、原則として道路の交通に著しい支障を及ぼさないと認められる部分についてのみ掘削を行い、当該掘削を行った道路の部分に交通を妨げない措置を講じた後でなければ、残りの道路掘削をしてはならない。
(法施令第十三条第一項第四号、法施規第四条の四の四第一項第六号)
3. 人家に近接して掘削する場合は、人の出入りを妨げない措置を講じなければならない。(法施規第四条の四の四第一項第七号)
4. 掘削部分に近接する場合には、掘削土砂を堆積しないで余地を設けるものとし、掘削土砂が道路の交通に支障を及ぼすおそれのある場合においては、掘削土砂を他の場所に搬出しなければならない。
(法施規第四条の四の四第一項第二号、占用規則第 17 条)

第三章 埋 戻 し

3. 1

埋戻し の時期

掘削跡の埋戻しは、原則として当日中に完了しなければならない。工事の都合等により埋戻しが出来ない場合は、交通及び道路の保全上完全な措置を施した上、後日できるだけ速やかに埋戻しを行なわなければならない。
(法施規第四条の四の四第一項第五号)

3. 2

埋戻し の方法

1. 埋戻しに際しては、原則として 30cm（路床部は 20cm）以下の層厚で各層ごとにバイブレーションローラー、ランマー、タンパー等各土質に適応した転圧機械を用いて、確実に締め固めを行なわなければならない。
（法施令第十五条第一項第一号、法施規第四条の四の六第一項第一号）

2. 地下水、浸透水のあるところでは、水の処理を行なった上で、埋戻しを行なわなければならない。やむを得ず水中埋戻しを行う場合は、道路管理者と協議しなければならない。

3. 埋戻し土砂が路床土として適当でないとき又は不足しているときは、砂、切込砕石、良質土砂、再生砕石等との入替え又は補充を行う等の措置をして埋戻さなければならない。また、再生砕石をはじめとする再生材の使用にあたっては、道路管理者へ品質の確認ができる資料を事前に提出し承認を得なければならない。

なお、埋設管周辺及びその上端 15cm までは、真砂土等良質土にて十分締め固めを行なわなければならない。（法施令第十五条第一項第二号）

4. 土留工の撤去に際しては、路面に緩みが生じないように下部を埋戻したのちに徐々に撤去し、土留杭打跡の空隙を充填する等の措置を講じなければならない。

なお、地盤崩壊、近接地下埋設物の沈下、路面の沈下等の恐れがあるなど土留工の撤去が出来ない場合は、道路管理者の承認を得て「廃止管路及び仮設物件の残置取扱い基準」により措置しなければならない。

（法施規第四条の四の六第一項第二号）

3. 3

地下埋設 物の明示

占有者は、法施令第十二条第一項第二号のハに基づき地下埋設物の名称、管理者、埋設の年等、必要な明示を行なわなければならない。

（法施令第十二条第一項第二号のハ、法施規第四条の三の二第二項）

3. 4

埋戻し後の管理

1. 埋戻し後、残土、残材料等があるときは速やかに撤去し、道路を清浄に仕上げなければならない。
2. 埋戻し完了後、速やかに本復旧工事（又は仮復旧工事）を施工することが出来ない場合は、占有者は絶えず当該箇所を監視し、路盤沈下等が生じたときは、直ちに修復しなければならない。
なお、降雨中及び降雨後は特に注意しなければならない。
3. 埋戻し路面から塵埃が発生する恐れのある場合は、適切な防塵処理をおこなわなければならない。

第四章 路面の仮復旧

4. 1

仮復旧

1. 掘削跡は、原則として埋戻し完了後、速やかに本復旧工事を施行しなければならない。工事の都合等により速やかに本復旧工事を施行することが困難な場合は、道路管理者の承認を得て仮復旧工事を施行することが出来る。
2. 前項の規定にかかわらず、管理者復旧（神戸市道路占用規則第 22 条第 2 項各号に規定する事項で道路管理者が指示する。）の場合は、埋戻し完了後直ちに仮復旧工事を施行しなければならない。
3. 車道部において仮復旧を行なう場合は、道路掘削跡復旧構造図に見合う舗装構造で、必ず先行路盤を施工しなければならない。
なお、大規模復旧工事は、道路管理者と占有者が別途協議することとする。
4. 仮復旧路面は、通行の支障や沿道に影響を及ぼさないよう、周辺路面に合わせ平坦に仕上げなければならない。

4. 2 仮復旧の 時期	仮復旧は、原則として埋戻し完了後、ただちに施工しなければならない。
4. 3 仮復旧の 工種	<p>仮復旧は、本復旧まで通過交通に耐え得る構造で施工するものとし、車道は加熱式アスファルト合材（細粒度アスファルト又は再生細粒度アスファルト）を使用しなければならない。</p> <p>ただし、その他の方法により仮復旧を行なう場合は、道路管理者の承認を得なければならない。</p>
4. 4 仮復旧の 路面標示	<p>仮復旧の路面には、「仮復旧あとの路面表示について」（神戸市道路掘削工事連絡協議会、平成 16 年 4 月 1 日）（土木請負工事必携参照）（付録－2 参照）に従って、必ず占有者の標示を行わなければならない（大阪ガス㈱、関西電力㈱、NTT㈱、神戸市水道局、神戸市建設局下水道部が対象）。また、区画線及び道路標示等は、明瞭に視認できるよう仮復旧しなければならない。</p>
4. 5 仮復旧路 面の管理	<p>1. 占有者は、本復旧工事施行までの間、常に仮復旧箇所を巡回点検し、路盤の沈下その他不良箇所が生じたとき、又は道路管理者から指示を受けたときは、直ちに修復しなければならない。（占有規則第 23 条第 2 項）</p>

第五章 路面の本復旧

5. 1 一般的 事項	<p>本復旧工事は、「道路掘削跡復旧構造図」（付録－3 参照）に基づき、在来舗装と同等以上の機能となるように復旧するものとし、本仕様書及び第一章第 2 項に定める示方書等に基づいて施工しなければならない。</p> <p>ただし、復旧構造図に列記する断面に抛りがたい場合は、道路管理者と協議し決定することとする。</p>
-------------------	---

5. 2 復旧面積	本復旧面積は、道路管理者と占有者が立会のうえ実情に応じて決定するものとする。
5. 3 復旧時期	本復旧工事は、埋戻し完了後直ちに着工し、速やかに施工しなければならない。ただし、4. 1により仮復旧を行なった場合は60日以内に本復旧しなければならない。(占有規則第23条第2項)
5. 4 復旧方法	路面復旧箇所は、立会いによって指示された位置(舗装絶縁線等)までカッター等を使用してきれいに切断し、旧舗装を除去しなければならない。
5. 5 路盤工	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路盤材料は一層の仕上り厚が、下層路盤にあつては機械施工で20cm以下、人力施工で10cm以下並びに上層路盤にあつては機械施工で15cm以下、人力施工で10cm以下になるように敷均しを行い、最適含水比付近で所定の密度が得られるように十分締め固めなければならない。 2. 構造物の取付部や継目部の締め固めは、小型の締め固め機械等で特に入念に施工しなければならない。 3. 路盤に使用する材料は粒度調整砕石、再生砕石等とする。ただし、舗装設計等により道路管理者の承認を得た場合はこの限りでない。
5. 6 アスファルト舗装	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基層・表層の舗設は、縦横断面形状を正しく平坦に仕上げ、かつ所定の締め固め度以上になるように入念に施工しなければならない。 2. 継目部分及び構造物との接触面は、十分に清掃し、瀝青材を塗布し、混合物が十分密着するようにしなければならない。 3. 排水性・透水性舗装を含めたアスファルト舗装は「舗装便覧」等準拠して施工しなければならない。

<p>5. 7 セメント コンクリ ート舗装</p>	<p>セメントコンクリート舗装の施工にあたっては、所定の品質並びに舗装版として一体の強度が確保できる構造で復旧しなければならない。</p>
<p>5. 8 特殊舗装</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. タイル舗装、小舗石舗装等は、在来舗装と同じ材料を使用し、周囲となじみ良く復旧しなければならない。 2. カラー舗装は色合せを行い、周囲の舗装と違和感が生じないよう留意しなければならない。 3. インターロッキングブロックは、原則として在来品を使用して復旧することとする。ただし、破損等により再使用できない場合は道路管理者の承認を得て同等品により復旧することが出来る。 復旧にあたっては、性能を確保するため、高さや厚さの調整は必ず路盤で行いクッション砂は転圧して所定の高さで一様に施工すること。また、カッター目地はむやみに設けず、マンホール周辺の仕上げにおいても、小片化したブロックとならないよう周辺舗装となじみよく施工すること。
<p>5. 9 歩道平板 舗装</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 在来コンクリート平板で破損及び変色していないものを再使用するときは、道路管理者の承認を得なければならない。 2. 取り合い部分等において、場所打ちコンクリートを必要とする場合は、道路管理者の指示に従って施工し、平板目地に合わせて目地切りを行わなければならない。
<p>5. 10 路面標示</p>	<p>本復旧完了後、速やかに既設の区画線及び道路標示を溶着によって復旧しなければならない。</p>

5. 1 1

砂利道

砂利道の復旧については、次の各号により施工しなければならない。

1. 材料は、2.5 mmフルイ通過量が 50%以下かつ 0.074 mmフルイ通過量が 10%以下の粒度分布のよい切込砕石、再生砕石又はスラグのクラッシュラン等とする。
2. 適度の含水比（最適含水比付近）で所定の締固め度が得られるように十分に転圧し、在来路面となじみよく仕上げる。
3. 砂利道の表面仕上げを行なう場合においては、路面を砕石及び衣土をもって掘削前の路面形に締固めること。（法施令第十五条第三項）

第六章 特殊工法

（推進工法、シールド工法、薬液注入工法等）

6. 1

施工計画

施工に際しては、施工場所の土質、地下水の状況、道路の構造、地下埋設物等の諸条件を十分に調査し、施工方法を検討し、最適な施工計画を策定しなければならない。

6. 2

路面の管理

占有者は、工事着手前から完了後まで工事現場付近の道路の状態を点検し、また縦横断面測量を行い、道路に影響が生じたときは、道路管理者の指示を受け必要な措置を講じなければならない。

6. 3

施工

1. 縦坑の施工にあたっては、入念な設計施工計画を立案し、周辺地盤に影響をあたえてはならない。
2. 掘削推進及び押込みにあたっては、先掘り等を行なってはならない。
又圧気過剰による持ち上がりや噴発、掘削推進及び押込みに伴う地盤の陥没や沈下、隆起又は周辺地盤のゆるみにより道路や地下埋設物の損傷等が発生しないように細心の注意をはらわなければならない。
3. 薬液注入工法は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づいて施工するものとし、実際にあたっては、注入圧、注入量及び材料の配合等について施工計画書を道路管理者に提出しなければならない。

付 則

本仕様書は、昭和55年 5月 1日から実施する。

付 則

本仕様書は、平成 元年 4月 1日から実施する。

付 則

本仕様書は、平成 9年 4月 1日から実施する。

付 則

本仕様書は、平成11年 4月 1日から実施する。

付 則

本仕様書は、平成14年10月 1日から実施する。

付 則

本仕様書は、平成23年10月 1日から実施する。

付 則

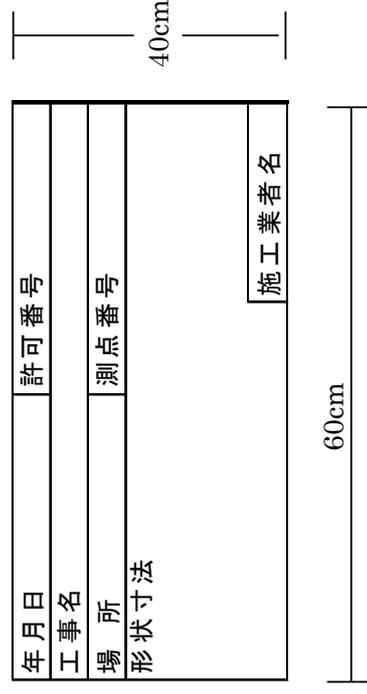
本仕様書は、平成24年10月 1日から実施する。

付 則

本仕様書は、令和 2年 4月 1日から実施する。

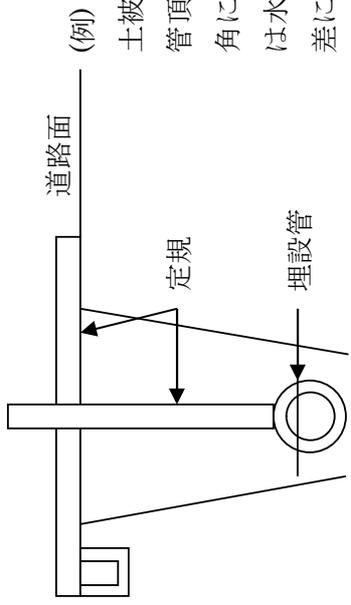
道路掘削工事記録写真撮影基準

1. この基準は、神戸市が管理する道路における占用掘削工事の適正化を図るため、記録写真の撮影及び整理について必要な事項を定めるものである。
2. 道路掘削工事の許可又は協議を受けた者は、この基準に基づき施工順序に従って以下に定める要領により工事記録写真を撮影し、「道路掘削跡復旧工事検査願」に工事施行箇所図【A4版1/10,000程度】を添付して提出しなければならない。
3. 写真の大きさはサービサイズ(8.2×11.8cm カラー)を標準とするが、一部を拡大して撮影する必要がある場合には、その箇所の全景も併せて撮影し拡大部分の位置が確認できるようにすること。
4. 記録写真はA4版の工事写真帳を使用し、施工順序に従って工程ごとに系統だてて整理すること。
5. 写真帳は左綴とし、余白部分には写真の説明(撮影時の黒板による説明不足などを補足する)を記入すること。
6. 平面図あるいは出来型に撮影箇所を明示し、写真と対照できるようにすること。
7. 写真には工事内容を説明した黒板を同時に撮影すること。



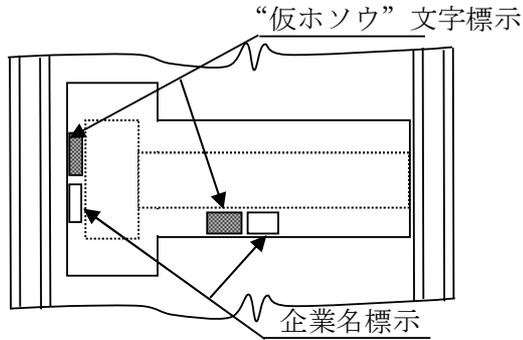
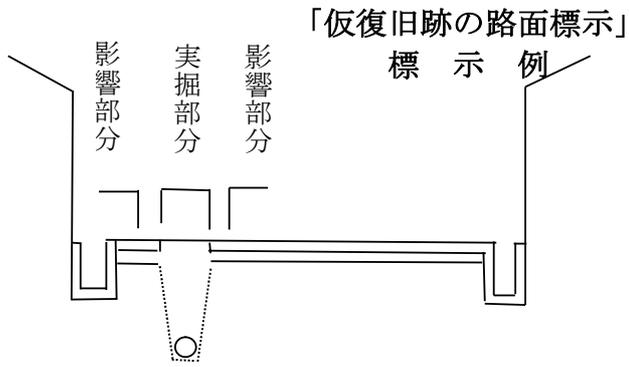
写真で形状寸法のわかりにくいものは黒板に記入し同時撮影すること。

8. 寸法を明示する必要がある写真については、必ず箱尺、帯テープなどを対象物に密着させ、また目盛りに直角に撮影すること。
9. 埋設物の位置と基準となる構造物(道路面、側溝、電柱及び掘削によって露出した既設埋設物など)との相対関係がわかる遠景、及び近景写真を撮ること。

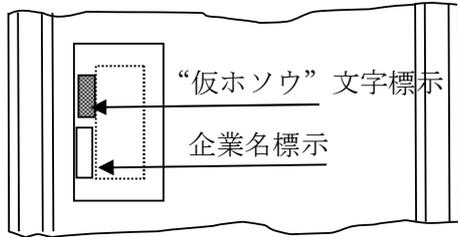


(例) 土被りの変化点又は測点毎に管頂又は構造物頂部に定規を直角に立て地盤面に接して定規又は水糸を張り縦、横の定規の交差によって土被りの深さの全体が明確に判断できるような写真とする。

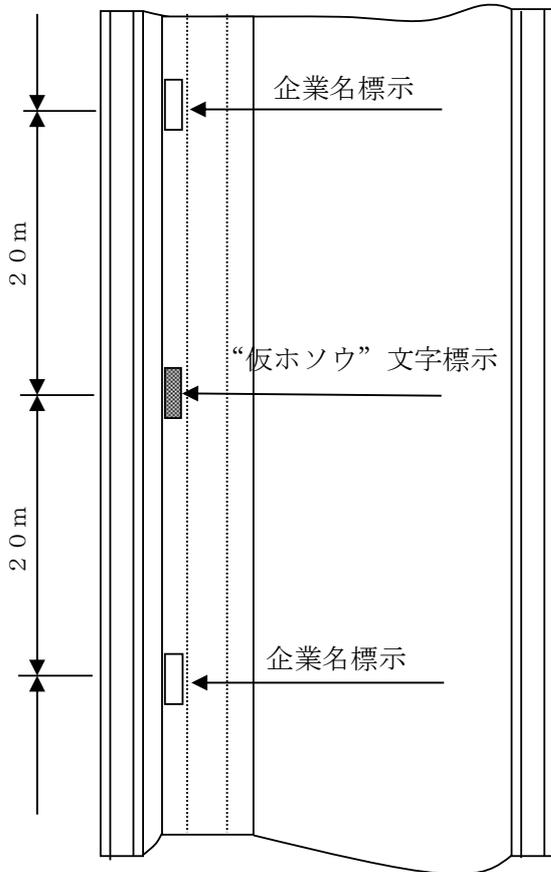
10. 埋戻土及び舗装材料の品質、施工状態がわかる遠景、及び近景写真を撮ること。
11. 舗装復旧写真の撮り方については、「土木請負工事必携 工事記録写真作成要領」によること。
(注) 当該工事における現況写真とは、仮復旧の状態ではなく掘削工事着手前の在来舗装の路面の状態をいう。
12. 電柱、支線等の抜柱に際しては撤去後の状況を確認できる写真を撮ること。
13. この基準は引込管についても準用する。
14. 工事写真の盗難あるいは紛失、又は撮影技術の不良などによる不足は原則認めない。
15. その他この基準に定めていないものは「土木請負工事必携 工事記録写真作成要領」による他、本市係員の指示に従うこと。



復旧延長が 3 m 以上
20 m 未満の場合



復旧延長が 3 m 未満の場合

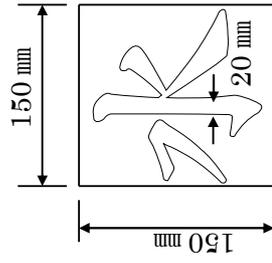
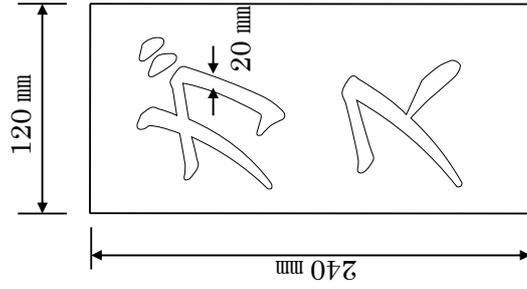
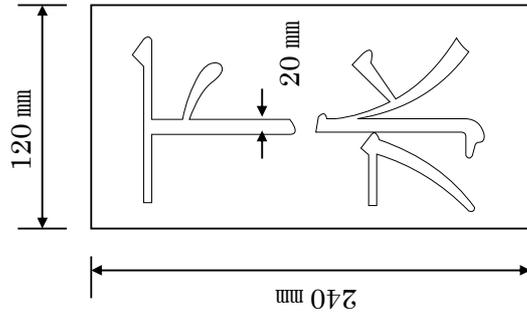
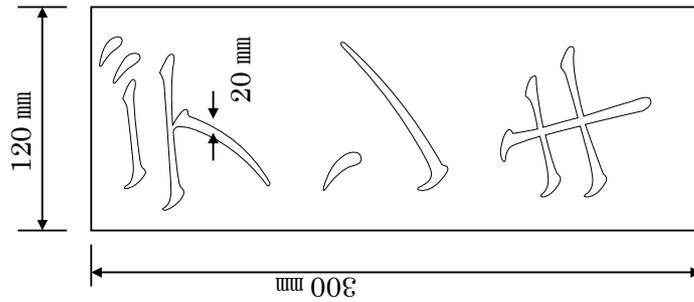
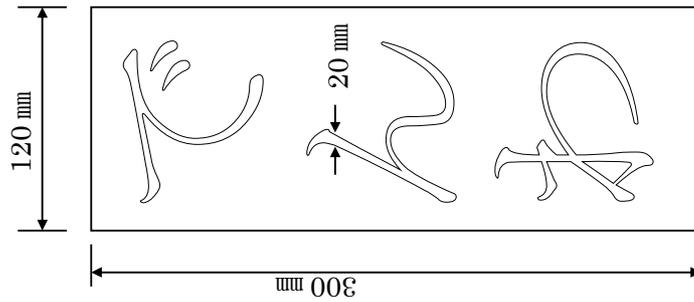


復旧延長が 20 m 以上の場合
(20 m ごとに標示)

標示は実掘線に接続した影響部分 (本復旧時に取り壊す部分)

企業別標示板

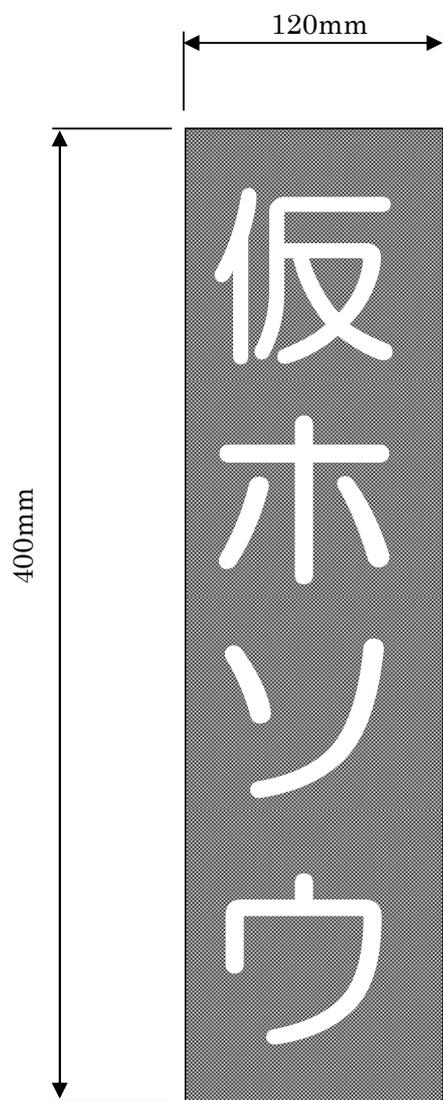
付録-2



- ※ 1. 標示の文字及び大きさは、図面通りとする。
- 2. 標示の色は、黄色のスプレー式ペイントで行なう。

仮ホソウ文字標示板

付録-2



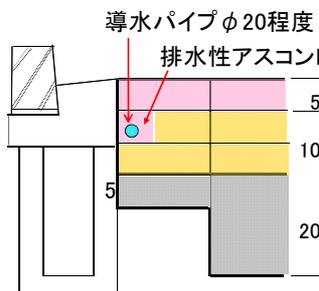
道路掘削跡復旧構造図

付録-3

復旧工種		復旧構造		適用基準	
呼称	工種及び施工厚	影響部	掘削部	歩車道区分	在来舗装の種類
1号工	アスファルト・セメント コンクリート舗装 施工厚 48cm		5 表層工 : 再生密粒度As・密粒度As 23 基層工 : セメントコンクリート (曲げ強度4.5N/mm ²) 20 路盤工 : 粒度調整碎石	車道	アスファルトセメント コンクリート舗装
2号工	アスファルト舗装 施工厚 60cm		5 表層工 : 再生密粒度As・密粒度As 10 基層工 : 再生粗粒度As・粗粒度As 45 路盤工 : 粒度調整碎石	車道	アスファルト舗装
2-2号工	排水性アスファルト 舗装 施工厚 60cm		5 表層工 : 排水性アスコン (開粒度As) 10 基層工 : 再生粗粒度アスコン 45 路盤工 : 粒度調整碎石	車道	排水性舗装
特2号工	アスファルト舗装 施工厚 65cm		5 表層工 : 再生密粒度As・密粒度As 15 基層工 : 再生粗粒度As・粗粒度As 45 路盤工 : 粒度調整碎石	車道	アスファルト舗装
特2-1号工	排水性アスファルト 舗装 施工厚 65cm		5 表層工 : 排水性アスコン (開粒度As) 15 基層工 : 再生粗粒度アスコン 45 路盤工 : 粒度調整碎石	車道	排水性舗装

道路掘削跡復旧構造図

付録-3

復旧工種		復旧構造		適用基準	
呼称	工種及び施工厚	影響部	掘削部	歩車道区分	在来舗装の種類
3号工	アスファルト舗装 施工厚 30cm	5	5 20	車道	アスファルト舗装
			表層工：再生密粒度As・密粒度As 基層工：再生粗粒度As・粗粒度As 路盤工：粒度調整碎石		
特3号工	アスファルト舗装 施工厚 35cm	5	5 10 20	車道	アスファルト舗装
			表層工：再生密粒度As・密粒度As 基層工：再生粗粒度As・粗粒度As 路盤工：粒度調整碎石		
特3-1号工	排水性アスファルト舗装 施工厚 35cm	5	5 10 20	車道	排水性舗装
		 <p style="font-size: small;">導水パイプφ20程度 排水性アスコンB=30 t=5</p>	表層工：排水性アスコン(開粒度As) 基層工：再生粗粒度アスコン 路盤工：粒度調整碎石		
4号工	アスファルト舗装 施工厚 25cm	5	5 20	車道	アスファルト舗装
			表層工：再生密粒度As・密粒度As 路盤工：粒度調整碎石		
5号工	アスファルト舗装 施工厚 5cm	5	5	歩車道	歩車道各種舗装
			表層工：再生細粒度As・細粒度As		
6号工	セメントコンクリート舗装 施工厚 45cm	5	25 20	車道	セメントコンクリート舗装
			表層工：セメントコンクリート(曲げ強度4.5N/mm ²) 路盤工：粒度調整碎石		
7号工	セメントコンクリート舗装 施工厚 30cm	5	15 15	車道	セメントコンクリート舗装
			表層工：セメントコンクリート(曲げ強度4.5N/mm ²) 路盤工：粒度調整碎石		
8号工	歩道平板ブロック舗装 施工厚 14cm	6	2 6	歩道	歩道コンクリート平板舗装 点字平板
			表層工：コンクリート平板ブロック 据付モルタル(1:3)目地モルタル(1:2) 基礎工：コンクリート(160-8-20) 18N/mm ²		

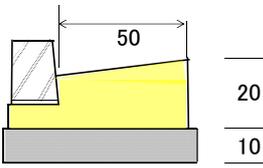
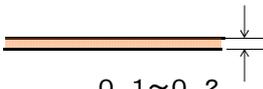
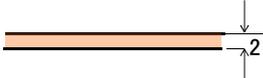
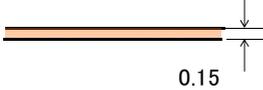
道路掘削跡復旧構造図

付録-3

復旧工種		復旧構造		適用基準	
呼称	工種及び施工厚	影響部	掘削部	歩車道区分	在来舗装の種類
8-1号工	歩道平板ブロック 舗装 施工厚 19cm		6 3 10	歩道	歩道コンクリート 平板舗装 (非透水性)
8-2号工	歩道透水性平板 ブロック舗装 施工厚 24cm		6 3 10 5	歩道	歩道コンクリート 平板舗装 (透水性)
9号工	歩道タイル舗装 施工厚 22cm		3 2 7 10	歩道	歩道タイル舗装
9-1号工	歩道透水性インター ロッキング舗装 施工厚 24cm		6 3 10 5	歩道	歩道インターロッキ ングブロック舗装
9-2号工	歩道インターロッキ ング舗装 施工厚 19cm		6 3 10	歩道	歩道インターロッキ ングブロック舗装
10号工	歩道アスファルト 舗装 施工厚 14cm		4 10	歩道	アスファルト舗装
10-1号工	透水性歩道アス ファルト舗装 施工厚 19cm		4 10 5	歩道	透水性歩道 アスファルト舗装
11号工	砂利道 施工厚 9cm		9	車道	砂利道
11-1号工	植栽帯 施工厚 50cm		50	歩道	植栽帯

道路掘削跡復旧構造図

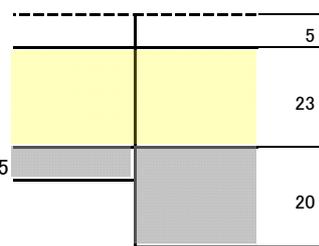
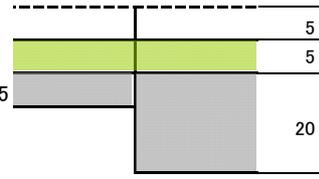
付録-3

復旧工種		復旧構造		適用基準	
呼称	工種及び施工厚	影響部	掘削部	歩車道区分	在来舗装の種類
12号工	路床補強 施工厚 30cm		 <p>※別途工種にて施工 再生砕石</p>	歩車道	
13号工	街渠工		 <p>縁石ブロック コンクリート(160=8=20) 18N/mm² 基礎工 : 再生砕石</p>	街渠	街渠工
特舗 A号工	カラーアスファルト 舗装 施工厚 3cm		 <p>表層工 : カラーアスコン(セラサンド)</p>	車道	カラーアスファルト 舗装 (バスレーンカラー)
特舗 B号工	塗布式カラー舗装 施工厚 1~2mm		 <p>着色結合材 : エポキシ樹脂RPN-4 骨材 : 着色硬質骨材</p>	車道	塗布式カラー舗装 (学校周辺カラー)
特舗 C号工	すべり止め舗装 施工厚 2cm		 <p>磨耗層 : ニッケルスラグアスコン</p>	車道	すべり止め舗装
白線	反射ビーズ入り 熔融式 施工厚 1.5mm		 <p>厚1.5mm 幅15cm 反射ビーズ入り熔融式</p>	車道	アスファルト舗装 又は セメント コンクリート舗装

道路掘削跡復旧構造図

付録-3

<特例工種>

復旧工種		復旧構造		適用基準	
呼称	工種及び施工厚	影響部	掘削部	歩車道区分	在来舗装の種類
1-1号工	アスファルト・セメント コンクリート舗装 施工厚 43cm		5 表層工 : 管理者施工 23 基層工 : セメントコンクリート (曲げ強度4.5N/mm ²) 20 路盤工 : 粒度調整碎石	車道	アスファルトセメント コンクリート舗装
2-1号工	アスファルト舗装 施工厚 55cm		5 表層工 : 管理者施工 10 基層工 : 再生粗粒度アスコン ・粗粒度アスコン 45 路盤工 : 粒度調整碎石	車道	アスファルト舗装
3-1号工	アスファルト舗装 施工厚 25cm		5 表層工 : 管理者施工 5 基層工 : 再生粗粒度アスコン ・粗粒度アスコン 20 路盤工 : 粒度調整碎石	車道	アスファルト舗装